

議案第 33 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 税制改正に伴う兵庫県の「福祉医療費助成事業実施要綱」改正への対応について

1 内容

税制改正に伴い、兵庫県の「福祉医療費助成事業実施要綱」において所要の改正が行われることから、県要綱の改正に準じ、本市の「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例」において同様の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 「ひとり親控除の創設」に伴い、これまでの「寡婦(夫)控除のみなし規定の適用」が不用となるため、県の「福祉医療費助成事業実施要綱」の改正に準じ、本市条例においても同様の改正を行う。

※今回の税制改正により、婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(前年の総所得金額等が 48 万円以下)を有する単身者(前年の合計所得金額が 500 万円以下)について「ひとり親控除」(控除額 30 万円)を適用。

- (2) 「給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替」に伴い、福祉医療費助成制度適用に係る所得判定に影響が生じないよう、県の「福祉医療費助成事業実施要綱」の改正に準じ、本市条例においても同様の改正を行う。

※今回の税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除の額が一律 10 万円引き下げられることで所得金額が増加となり、結果として、改正前と収入金額が全く変わらない場合において、所得判定に際し対象者に不利益が生じることがある。よって、県の要綱において「給与所得を有する者については当該給与所得から 10 万円を控除して得た金額とする。」と規定し所得判定に影響が生じないよう対応する。

3 本市の対応

- (1) 兵庫県の「福祉医療費助成事業実施要綱」において所要の改正が行われることから、本市の「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例」においても同様の改正を行う。

※条例施行日 令和 3 年(2021 年) 7 月 1 日

- (2) 予算措置については、税制改正部分に係る福祉医療費助成額(扶助額)への影響は少ないため現計予算内で対応する。